

【2026年安全衛生管理計画書・重点施策の要点】

2026年1月1日
安全・品質部

1 一労働者の安全確保－

1/4

重点施策	具体的な作業行動・作業目標等	ポイント
① 墜落・転落災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇5mを超える高さでは、フルハーネス型安全帯を必ず使用 ◇開口部、作業床の端には、手すり・中桟・巾木を適正に設置し、墜落防止措置を必ず実施 ◇組立ハウス建方・解体工事は、以下の墜落転落防止対策を実施 <ul style="list-style-type: none"> (1)スタンション、親綱、安全ネットの先行設置 (2)2F(3F)床及び屋根面への昇降は、昇降階段(足場)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇フルハーネス型安全帯は特別教育が必要 ◇安全帯は2丁掛けが基本 ◇親綱ロープは1スパンに1名のみ ◇親綱ロープ、親綱支柱、安全ネットは使用前に必ず点検 ◇組立ハウスの建方・解体時には、スタンション、親綱・安全帯の使用を徹底
② 適正な足場の設置と点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇足場組立作業主任者は、足場組立等作業時には、作業計画の作成、安全な作業方法の指示、保護具等使用状況の監視が必要 ◇足場の組立・変更・悪天候時には足場の点検と記録が必要 ◇足場作業開始前には足場の点検が必要 <ul style="list-style-type: none"> (1)事業者及び注文者は足場の点検者をあらかじめ指名 ※点検者は十分な知識と経験を有した者から指名 (2)足場の点検記録は点検結果に加え、点検者の氏名を記録保存 ◇幅1m以上の箇所では原則本足場を使用 	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業主任者の職務内容を揭示し周知 ◇組立・変更・悪天候時の点検者は事業者(足場使用者)及び注文者(設置者) ◇作業開始前の点検者は事業者(足場使用者) ◇足場点検は足場点検チェックリストを用いて実施 ◇足場の作業前点検はKY用紙点検を活用 ◇事業者は足場作業が終了するまで、設置者は足場解体するまで点検記録を保存 ◇幅1m未満の箇所でも原則は本足場を使用
③ 建設機械・クレーン災害防止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◇重機作業は作業計画の作成が必要 ◇ユニック車・クレーン等の転倒防止対策を徹底 ◇作業範囲内の立入禁止措置、吊り荷の下への立入禁止の徹底 ◇玉掛者、クレーンオペは、3・3・3運動を徹底する (地切り30cm、3秒以上停止し確認、荷から3m離れる) ◇建設機械の移動は、フレーム、アウトリガーを完全格納 	<ul style="list-style-type: none"> ◇車両系建設機械・移動式クレーン等により作業する場合は、事前に作業条件を確認し作業計画を作成 ◇転倒防止対策：鉄板の敷設、アウトリガーの完全張出し ◇立入禁止範囲の明確化、誘導員の配置 ◇建設機械の移動時には収納を確認

① 作業手順の作成 及び周知徹底	<p>◇指定危険作業は、作業計画・作業手順を作成し、関係者へ周知 また、指定危険作業については施工検討会を実施すること</p> <p>(1)鉄骨建方 (2)組ハ建方・解体 (3)足場組立・解体 (4)屋根・外壁工事 (5)石綿建材の解体・改修</p> <p>◇作業内容の変更時には、作業計画・手順の見直しを実施</p> <p>◇公衆災害防止対策の徹底</p> <p>(1)公衆災害防止要綱の遵守は、元請事業者の責務 (2)周辺環境の事前調査を徹底し、安全・環境に配慮した計画を立案</p>	<p>◇作業計画・手順の作成は、職長の責務 ◇作業手順書は、要点を押さえた簡潔な内 容で、作業効率、安全面を配慮して作成 ◇作業変更後の作業計画・手順の内容は改 めて周知 ◇公衆災害防止対策のポイント ①仮設計画の立案 ②歩行者用通路の 確保 ③荒天時の対応 ④資材の運搬 ⑤架空線等の近接作業等</p>
② 不安全行動の排除	<p>◇不安全行動は、[しない・させない・見逃さない]</p> <p>(1)全員参画による危険の洗い出しを行い、RKY活動の活性化を図る (2)相互に積極的に声掛けできる環境づくり (相手を危険から守るため、不安全行動は迷わず声掛け！) (声を掛けられたら、不安全行動を直ぐにやめること) (3)指差呼称による再確認(安全意識のレベルを上げ、確認精度の向 上を図る)</p>	<p>◇不安全行動とは、労働者本人又は関係者 の安全を阻害する可能性のある行動を 意図的に行う行為 ◇作業所一丸で不安全行動の排除 ◇RKY活動を形骸化させない工夫が必要 ◇作業員同士のコミュニケーションの円滑化 ◇近道行動、省略行為の事故災害は防げる ◇作業所内の安全意識の高揚を図る</p>
③ 安全な作業環境づ くり	<p>◇働く高齢者を考慮した安全な作業環境づくり</p> <p>(1)安全の見える化により、ヒューマンエラー防止 ①危険の見える化…危険性のある場所や作業ポイントの掲示等 ②安全ルールの見える化…作業手順、作業所ルールの掲示等</p> <p>(2)転倒災害防止対策の徹底 ①転倒危険箇所の表示、②通路の段差解消、③5S実施 ④照明、手摺、滑り止め設置、他</p>	<p>◇高齢者の特性を考慮 ①文字は大きく見易く、照明は明るく ②段差ゼロ、手摺、滑り止めで転倒ゼロ ◇危険の見える化(主な具体例) ①危険箇所 ②作業内容 ③安全通路 ④熱中症 ⑤その他 ◇安全の見える化はハード面(機械・設備 等、ソフト面(作業手順・作業所ルール)の両 面から取組む ◇5Sとは、整理・整頓・清掃・清潔・躾</p>

<p>① 「4週8閉所」の推進</p>	<p>◇時間外労働の上限規制への取組み (1)適正な工期確保 (2)4週8閉所に対応した工程管理 (3)IT・電子化による作業効率の向上を図り、作業時間の短縮化 (電子端末・アプリの効果的な活用、電子マニフェスト、他) ◇法定労働時間を超える場合は36協定が必要</p>	<p>◇客先の理解、協力業者の理解を得る ◇交代勤務等、祭日、連休、振休の活用 ◇IT化・電子化により無駄な作業の排除 ◇法定労働時間は、1日8時間かつ1週40時間（時間外労働の上限は、月45時間・年360時間となり、臨時の特別な事情がなければこれを超えることは出来ません）</p>
<p>② 適正な作業環境の確保</p>	<p>◇熱中症対策の周知（以下の内容を作業場の見易い場所に掲示） (1)熱中症患者を早期発見する報告体制整備 (2)応急処置の手順作成（作業離脱・身体冷却・救急隊要請） ※熱中症患者の容態急変に備え、一人にしない ◇適正な作業環境の確保 (1)社会的環境…法令遵守、多様な働き方への対応 (2)心理的環境…メンタルヘルスケア、コミュニケーションの活性化 (3)物理的環境…設備や道具等により環境の安全、快適化を確保</p>	<p>◇「熱中症応急処置フロー図」を活用 ◇熱中症予防対策の実施 (1)作業環境管理（WBGT値の活用、塩飴等） (2)作業管理（作業時間短縮、暑熱順化等） (3)体調管理（健康管理、朝礼時体調チェック等） ◇作業者の体調管理は事業主の責務 ◇作業環境の具体例 ①社会的環境…非差別、非対立的、平穏等 ②心理的環境…ストレス削減、やりがい等 ③物理的環境…温度、湿度、照度、換気等</p>
<p>③ 健康障害防止の徹底</p>	<p>◇解体・改修工事の対象となる全ての建材に対し事前調査が必要 (1)建築物等事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」資格が必要 (2)工作物の石綿事前調査は、「工作物石綿事前調査者」資格が必要 ◇化学物質による健康障害防止対策の強化 (1)化学物質を扱う事業者は、「化学物質管理者」を選任 (2)労働者に保護具を使用させる場合は、「保護具着用管理責任者」を作業場ごとに選任</p>	<p>◇一定規模・金額の解体・改修工事は、報告システムへ届け出 ◇工作物とは、焼却・配管・貯蔵・発電設備、他 ◇調査報告が必要な一定規模・金額とは、 ①床面積 80 m²以上の建築物の解体工事 ②請負金額 100 万円以上の建築物の改修 ◇「化学物質管理者」はリスクメント結果に基づくばく露防止対策を実施 ◇「保護具着用管理責任者」は保護具の適正な選択・使用・保守管理を実施</p>

<p>① 店社安全管理者による指導</p>	<p>◇定期的な安全パトロールの実施（1回/月） ◇定期的な安全衛生協議会・安全大会の開催（1回/月） ◇発生した災害を3つの要因に分類して原因を追究し、再発防止を図り、同種の事故災害を未然に防ぐ (1)人的要因 (2)物的要因 (3)管理的要因 ◇作業所において安全衛生管理計画を周知し遵守させること</p>	<p>◇安全パトロールの実施の要点 ・自身の眼で、現地現場を確認し、不安全な状況を放置しない ◇協議会の議題は、労働災害防止、安全衛生事項を含めること ◇真の原因究明が真の再発防止につながる ◇軽微な災害でも速やかに報告 ◇安全衛生管理活動は作業所一丸で実施</p>
<p>② 協力業者事業主の責任ある安全管理</p>	<p>◇安全管理活動への積極的な参加 (1)安全衛生協議会 (2)安全パトロールの実施 (3)特別教育の実施 ◇送出し教育の実施→「送出し教育実施報告書」を作業所へ提出 ◇事業主は必ず職長を選任し、その職務を全うさせること ◇施工体制台帳の真正性確認(虚偽記載、偽装一人親方の禁止) ◇建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及促進</p>	<p>◇送出し教育は事業者の責務 ◇職長の職務 (適正な作業手順の作成、作業方法の改善、作業員への指導監督、安全点検、異常時の措置、他) ◇一人親方の労災未加入者は入場禁止 ◇CCUSの技能者登録、事業者登録を推進</p>
<p>③ 安全衛生教育の推進</p>	<p>◇安全衛生教育を実施し、安全衛生活動の活性化を図る ◇次の作業を行う者は、特別教育資格が必要 (1)フルハーネス使用者は、「フルハーネス型安全帯特別教育」 (2)足場上で作業をする者は、「足場の組立等特別教育」 ◇各種教育支援を実施し、安全に対する知識、技術の向上を図る ◇新規入場者教育は、作業状況、作業概要、危険箇所、独自のルールを新規入場者に理解出来るように教育する ◇外国人労働者に伝わる安全衛生教育の推進 (1)コミュニケーションの工夫(多言語化・視覚化の活用) (2)理解度に応じた教育</p>	<p>◇安全大会、協議会、安全パトロール等を通じて安全衛生教育を実施 ◇特別教育の実施は、事業主の責務 ◇資格が必要な作業は資格証を携帯 ◇各種特別教育の教育実施支援を推進 ①フルハーネス型安全帯②足場組立等 ③石綿取扱い作業従事者④その他 ◇新規入場時に災害が発生し易い ◇外国人労働者に対する安全衛生教育 ・安全標識、教本等を外国人の母国語化 ・イラスト、写真、ピクトグラム(記号)の活用 ・教育の理解度を確認</p>